

第 1 章 計画策定の趣旨

全国的に、

- ・ 少子高齢社会を迎え、動物を家族の一員として飼う家族が増える
 - ・ 一方で、動物の遺棄や虐待、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為、飼い犬の狂犬病予防注射実施率の低下など、動物に関する様々な問題が発生
 - ・ 犬猫の殺処分頭数は従前に比べ大幅に減少するも、未だに多数
-
- ・ 国は上記問題を解決すべく、平成 17 年 6 月に「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動愛法という」）」の一部を改正し、環境省が基本指針を定めること、動物取扱業の登録制、学校等における動物愛護の普及啓発を進めること等を示した。
 - ・ 平成 18 年 10 月に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、「国基本指針という」）」を示し、都道府県に対し動物愛護管理についての施策を計画的かつ統一的行うための推進計画の策定を求めた
 - ・ 北海道はこの国基本指針に即して、平成 20 年 2 月に推進計画を策定
 - ・ 動愛法はさらに、平成 25 年 9 月に大幅に改正され、終生飼養の明文化や動物取扱業の適正化、罰則の強化等が盛り込まれ、殺処分の減少や動物愛護への取組を一層強化すべきであると示された
-
- ・ 札幌市は、国基本指針と北海道の推進計画に基づき、動物愛護管理行政を行ってきた
 - ・ しかし、札幌市では大都市特有の課題（住宅地での不適切な動物管理による近隣住民からの苦情の増加等）を抱え、「札幌市保健所運営協議会」の専門部会である「札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会」より、札幌市の実情に応じた体制の構築が必要であるとの提言を受けた
 - ・ 平成 27 年 5 月に札幌市における今後の動物愛護管理に係る基本的な考え方や方向性を示す「札幌市動物愛護管理基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定し、「札幌市の動物愛護管理に関する条例」の制定、「札幌市動物愛護推進計画」の策定、そして「動物管理センターのあり方」の検討に優先的に取り組むこととした
 - ・ 「札幌市の動物愛護管理に関する条例」は平成 28 年 3 月に公布、同年 10 月に施行
-
- ・ そこで、基本構想に即して計画的に施策を遂行するために、具体的な数値目

標を明確にするとともに、当該目標を達成するために市民、行政及び関係機関が果たすべき役割及び実施する施策等を定めた「札幌市動物愛護管理推進計画」を策定

第2章 動物愛護管理行政の課題

本市における動物愛護管理行政の現状と課題を整理した札幌市動物愛護管理基本構想において、以下の3つの事項を重点課題として定めました。

1 動物に対する愛護について

犬猫の放棄や殺処分数を減らすために、市民の動物愛護の精神を一層育んでいく必要があります。これまでは、飼い主に対する普及啓発活動を積極的に行ってきましたが、ペットを飼う飼わないにかかわらず、子どもから大人まで、動物愛護の精神を広く普及することも重要となっています。

2 飼育動物の適正管理について

犬の糞の放置・鳴き声・公園等の公共の場での放し飼い、猫の糞尿による不衛生・外猫への餌やりなど、札幌市でも依然として多くの苦情が寄せられています。また、動物取扱業者についても不適切な方法で動物を管理をしていることがあり、その対応が求められています。

3 動物の飼育環境への配慮について

動物の遺棄や虐待を防止し、動物たちが少しでも幸せに暮らせるように、動物の生活の質の向上を目指して、飼い主や動物取扱業者に対し飼育環境の適正化を促すこと、そして、動物管理センター収容動物の飼育環境の適正化を行う必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本構想の目標

動物愛護管理法の基本原則は、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていくことのできる社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めています。

札幌市では、この法の基本原則に則り「人と動物が共生する社会の実現」を目標に掲げ、市民が動物を命あるものとして尊重し、犬と猫の殺処分を減らしていき、最終的になくすことを目指すための具体的な対策を推進することにより、命を大切にし、優しさのあふれる、“人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ”を目指します。

2 推進計画策定の目的

この推進計画は、基本構想に即して、具体的な数値目標を明確にするとともに、当該目標を達成するために市民、行政及び関係機関が果たすべき役割及び実施する施策の設定等を定めることにより、計画的に施策を遂行することを目指す。

3 計画の実施期間

計画策定日から10年間（平成39年度末まで）
法律等の改正に対応していくことはもちろん、計画の進捗状況や目標の達成度を検証しながら、5年を目途に計画の見直しを行います。

4 対象地域

札幌市内全域

第4章 施策推進の基本的な視点

本市における動物愛護管理行政の課題を解決し、「人と動物が共生する社会の実現」を図るため、動物愛護と管理に関する施策を推進するにあたっては、以下の2つの「視点」をその基本とします。

1 関係者の責務と役割の明確化

動物を巡る関係者の責務と役割を明らかにした上で、それぞれの関係者がその責務や役割を十分理解する必要があります。

なお、関係者が責務と役割を十分に果たせるよう、行政が支援・リードしていきます。

(1) 行政の責務

行政は、「人と動物が共生する社会の実現」を図るために、関係者との連携や調整を行いながら、必要な施策を策定し実施することにより、動物に起因する諸問題の解決に取り組む責務を担います。

(2) 市民の役割

市民は、自身の動物愛護の精神の向上に努めるとともに、動物の飼育の有無に関わらず、動物の適正管理や動物による危害の防止について十分理解し、行政や動物関係団体が行う活動に協力するよう努める役割を担います。

(3) 飼い主の責務

飼い主は、動物の生態習性、生理等を理解した上で、法令を遵守し、動物を適正に飼育することにより、近隣住民の理解を得られるよう周辺環境に配慮する責務を担います。また、飼い主のいない動物にエサを与えるなどの行為にも、飼い主に準じた責務が伴うものと考えます。

(4) 動物取扱業者の責務

動物取扱業者は、定められた基準や法令を遵守し、動物を適正に取り扱うことはもとより、飼い主やこれから飼育を行おうとする市民に対し、適正な飼育方法について必要な説明や情報提供を行い、理解を促す責務を担います。

(5) 動物関係団体の役割

動物関係団体は、動物に関する知識や経験を十分に活用しながら、自主的な取り組みを行うとともに、飼い主や行政などの関係者に協力し、支援する役割を担います。

2 動物関係団体との連携と協力体制の構築

これまでのように、主として行政だけで行う取組みには限界があります。そこで、「人と動物が共生する社会の実現」を目標に掲げる動物関係団体との連携や協力体制を構築する必要があります。

第5章 計画の推進体制

本計画は「人と動物が共生する社会の実現」を目的とした効果的な施策等の検討を行うために第三者が評価・助言・提案する場として設置された「札幌市動物愛護管理推進協議会」において提案された様々な意見を参考に策定しています。

今後、本計画に基づき10年間にわたって動物愛護と管理に関する様々な施策を推進するにあたっては、各施策が計画的にかつ効果的・効率的に行われているかを本市で検証し、必要に応じて協議会から意見を求め、それらを参考に5年を目途として、本計画の見直しを行います。

※図（基本構想 p 28 図8）

第6章 数値目標

本計画に定める施策の効果を判定するための指標としての数値目標を設定します。

1 犬猫の殺処分実質ゼロの達成と継続

札幌市は、犬猫の殺処分実質ゼロ（※）の達成と継続を目標と定めます。札幌市では、平成26年度に犬の殺処分数ゼロを達成し、猫の殺処分数についても大きく減じることができています。現在のご協力いただいている皆様の懸命な活動によりこの結果を得られていますが、札幌市は皆様との協力体制をより強化し、継続可能なものにすべく努力します。

（※回復の見込みのない負傷動物に対する苦痛緩和としての安楽死処分を除く）

2 犬猫収容頭数（年間）の半減

札幌市は犬猫収容頭数の半減（平成27年度比）を目標と定めます。動物管理センターに収容される犬猫は、飼い主不明の犬猫や飼い主が飼うことのできなくなった犬猫です。飼い主が責任を持って動物の逸走防止や所有者明示措置に取組み、終生飼育の気持ちを持って飼育することにより、犬猫収容頭数は減少すると考えます。

実数（平成27年度実績→平成39年度目標）

犬 234頭→117頭

猫 1252匹→626匹

3 犬の狂犬病予防注射実施率80%

犬の登録と毎年狂犬病予防注射の実施は犬の飼い主の義務として法律で定められています。また、狂犬病が国内に侵入した際に、その流行を阻止するために必要とされる狂犬病予防注射の実施率は70%とされています。札幌市での狂犬病予防注射実施率は毎年70%から75%程度で推移していますが、日々の飼い方指導を行う中で、未登録犬が確認されています。仮に、未登録犬が全体の10%とすると、実際の狂犬病予防注射実施率は70%を下回る計算となります。そこで、札幌市では、犬の登録についての啓発を行いつつ、犬の狂犬病予防注射実施率80%を目指します。

第7章 目標実現に向けた3つの基本施策

本市における動物愛護管理行政の課題を解決し、「人と動物が共生する社会の実現」を図るため、札幌市動物愛護管理基本構想でも定めているとおり、以下の3つを基本施策として取り組みます。

1 動物愛護精神の涵養（動物愛護の精神を育む）愛護精神

ペットを飼育する飼育しないに係わらず、動物が命あるものとの理解を深めるとともに、動物の命を尊重し、終生飼育や適正飼育ができるよう動物愛護の精神を育みます。

2 動物の適正管理の推進（飼い主による適正管理）適正管理

飼い主や動物取扱業者に対して飼育している動物が人やその他の動物に危害や迷惑を与えることを防止するとともに、周辺の生活環境の保全に努めるための必要な措置を講じます。

3 動物の福祉向上（飼育環境の質の向上）福祉向上

飼育されているすべての動物の健康及び安全を保持するだけでなく、動物が動物らしく生活できるよう飼育環境の質の向上を目指します。

第8章 具体的施策

施策推進の基本的な視点に基づき、以下の施策に取り組みます。

※○は強化する項目や新しい施策を示しています。)

※**愛護精神**、**適正管理**、**福祉向上**は基本施策との関わりを示しています。

1 動物愛護思想の普及啓発 **愛護精神**

担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体（教育機関や獣医師会等）

○動物愛護イベント（飼い主だけでなく、広く市民全体を対象とする）

どうぶつあいご教室（保育園や幼稚園での啓発）

出前講座（学校や町内会向けの講演・座談会）

広報活動（広報さっぽろやホームページの積極的な活用、啓発イベント等）

○学校教育（小中学校）との協働

2 動物愛護管理行政を担う人材の確保と育成 **愛護精神**、**適正管**

理

担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体（教育機関や獣医師会等）

○センター職員、動物愛護推進員に対する教育体制の構築と実施

○登録ボランティアのより広い分野での活用と活動支援

3 適正飼育の普及啓発 **愛護精神**、**適正管理**、**福祉向上**

担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体

○センターでの譲渡前講習の充実、譲渡動物との十分な相性確認

○動物飼育後の飼育相談やしつけ教室

公園散歩講座（犬の飼い主が対象、大規模公園でのイベント）

動物についての苦情・相談に対する個別対応や啓発パトロール

○犬猫飼い方ガイドライン札幌版の作成（飼い主のいない猫への対応を含む）

特定犬に関する啓発活動

多頭飼育に関する啓発活動

4 動物取扱業者等に対する監視指導の強化 **適正管理**、**福祉向上**

担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体

- 動物取扱業者の監視指導と取扱責任者研修会の充実（細分化）
特定動物飼養者の監視指導

5 犬の登録と狂犬病予防注射実施率の向上 適正管理

- 担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体
- 犬の飼い主に対する狂犬病予防に関わる啓発活動

6 災害時における対応体制の構築 適正管理、福祉向上

- 担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体（教育機関、獣医師会等）
- 災害時における動物対策マニュアルの充実
 - 動物に係わる災害時対応方法の周知
 - 災害時支援物資や人員の受け入れ体制の確保

7 保護収容動物の福祉の向上 適正管理、福祉向上

- 担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体（教育機関、獣医師会等）
- 適正な保管（収容場所の確保、長期収容によるストレスの緩和、
感染症予防、負傷動物の診断と治療）
 - 適正な譲渡の推進（避妊去勢、しつけや訓練、トリミングを含めたケア）

8 動物の遺棄や虐待の防止 愛護精神、適正管理、福祉向上

- 担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体（警察等）
- 遺棄や虐待防止に向けた啓発
 - 関係機関（警察、学校、獣医師会等）との連携体制の構築

第9章 動物管理センター（施設）の位置付けと名称

1 位置付け

動物管理センターを

- (1) 動物愛護教育の中心となる施設
- (2) 適正飼育に関する普及啓発の拠点となる施設
- (3) 動物関係団体等と連携協働した活動を推進する施設
- (4) 多くの市民が集い、共に学習・交流することを推進する施設
- (5) 保護収容動物の適正な管理と譲渡を推進する施設

と位置づけます

2 名称

動物管理センターの名称については、動物愛護管理の役割を果たすのにふさわしい名称へ変更するとともに、今後、市民に親しみやすい愛称についても検討します。

第 10 章 動物管理センター（施設）の機能強化

動物管理センターの役割を十分に担い、施策を効果的に推進するため、具体的施策で示した人材の確保と育成に加え、以下のとおり、動物管理センター施設の機能強化に取り組めます。

1 動物管理センター機能の集約と利便性の向上

2 市民交流・動物愛護部門の創設

3 動物保護管理部門の拡充

（検討項目）

- ・ 立地条件について
- ・ 施設内容について

札幌市動物愛護センター（仮） 立地条件の検討について

施設像

普及啓発・教育活動の拠点施設、市民や関係団体等との連携・協働を行う施設、動物の適切な収容・譲渡を行う施設

検討

1. 立地条件に関する比較

	都市型	郊外型
公共交通機関による交通アクセス	○	×
ソフト施策が可能な周辺公共施設の活用	○	×
市全域における現場対応	○	×
周辺環境への配慮	×	△
土地代等のコストによる建築面積の確保	×	○

※八軒本所一都市型？ 福移支所一郊外型？

2. 利用者層やイベントの運営に関する比較

	都市型	郊外型
幅広い層の気軽な来所	○	×
自家用車等での家族や団体の来所	△	○
小規模で多くの回数行うイベント	○	△
センターでの大規模なイベント	×	○

都市型代表例

<旭川市動物愛護センター「あにまある」>

設置：平成24年

敷地面積：793 m²

建築面積：340 m²

延床面積：734 m²

建設費用：約3億円

階数：B1F～2階

住所：北海道旭川市7条通10丁目

交通：JR旭川駅から 徒歩で約15分



郊外型代表例

<横浜市動物愛護センター>

設置：平成23年

敷地面積：10,560 m²

建築面積：1,739 m²

延床面積：2,858 m²

建設費用：約13億円

階数：1～3階

住所：横浜市神奈川区菅田町75-4

交通：JR横浜駅から 車で約40分（送迎バスあり）



札幌市動物愛護センター（仮） 施設内容の検討について

1 屋内施設(検討すべき項目の一覧)

部屋名	用途	参考情報
A市民交流・動物愛護部門		
譲渡相性確認室	ふれあいを含む譲渡相性確認、犬の室内訓練	京都市50㎡、横浜市188㎡
市民交流スペース(展示・図書等)	市民が気軽に利用できるスペース	玄関ホール等の解放的な空間
多目的ホール	セミナーの開催や室内イベントの実施	京都市200㎡、横浜市256㎡
ボランティア活動室	イベントに関する準備や打ち合わせを行う	事務管理部門との併用の可能性あり
個別相談室	相談や指導、譲渡時説明	事務管理部門との併用の可能性あり
B事務管理部門		
C動物保護管理部門		
犬収容室	犬の収容(原則、個別収容)	大型犬4㎡、小型犬2㎡での計算例あり
猫収容室(成・子)	猫の収容(原則、個別収容)	1匹あたり1㎡での計算例あり
検疫室(犬・猫)	感染症、譲渡適正の判断	
隔離室(犬・猫)・咬傷犬観察室	感染症動物の収容、狂犬病の鑑定	
負傷動物室(犬・猫)	負傷動物の収容	
検査室	収容動物の診察・検査	レントゲン室を含む
処置室	収容動物の治療・トリミング等	トリミング室や手術室も検討
洗浄・滅菌室	ケージや器具の洗浄	
飼料庫・飼料調製室	飼料保管	
災害物資保管スペース	災害物資保管や支援物資受け入れ	福移支所で担う可能性あり
遺体安置室	(一時保管、火葬は福移支所で)	機能集約の中でも、火葬炉は分離
(特殊設備)	防音・防臭・部屋ごとの空調など	

2 屋外施設(都市型の場合特に精査必要)

駐車場、収容犬運動場(屋内にも検討)、広場や公園

3 福移支所の空きスペースの活用方法についての検討

災害物資保管スペース(支援物資受け入れを含む)、見学学習施設としての活用